令和９年度　償却資産（固定資産税）申告の手引き



三浦市ご当地キャラクター
三浦ツナ之介



三浦海岸ご当地キャラクター
みうらん

申　告　期　限	**令和９年２月１日（月）…郵送可（13 ページ参照）** ※電子申告（ｅＬＴＡＸ）による申告、または郵送による申告にご協力ください。 ※期限間近になりますと窓口が大変混雑いたしますので、１月１５日（金）頃までにご申告いただきますようご協力をお願いします。
申告書提出先 及び 問い合わせ先	三浦市役所　総務部　税務課　資産税グループ（分館１階） 〒２３８－０２９８　三浦市城山町１番１号 TEL　０４６－８８２－１１１１　内線２４７ **※南下浦・初声出張所では受け付けておりませんのでご了承ください。**

ｅＬＴＡＸによる申告サービス

三浦市では、インターネットを利用した市税の電子申告システム（ｅＬＴＡＸ）による申告サービスを行っています。

ご利用いただくためには、ｅＬＴＡＸ用無償ソフト「ＰＣｄｅｓｋ」などのｅＬＴＡＸ対応ソフトウェアが必要です。

詳しい内容や手続きに関しては、ｅＬＴＡＸのホームページ（ｈｔｔｐｓ://ｗｗｗ.ｅｌｔａｘ.ｌｔａ.ｇｏ.ｊｐ/）をご覧いただくか、ｅＬＴＡＸヘルプデスク（☎0570-081459、つながらない場合は 03-6745-0720：月曜日～金曜日（祝日および年末年始 12/29～1/3 を除く）の９:00～17:00）へお問い合わせください。

三　浦　市

はじめに

平素から当市の税務行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産にも課税されます。償却資産については、申告制度（地方税法第383条）がとられており、償却資産の所有者は、毎年１月１日現在に所有している資産について、申告をしていただくことになります。
つきましては、同封の申告用紙の該当箇所にご記入の上、申告期限までにご提出いただきますようお願いします。

なお、申告書ご記入の際には下記の点にご注意ください。

① 同封した様式は複写式ではありません。お手数ですが、提出用、控用(用紙の右上に表示されています)それぞれにご記入をお願いします。なお、控用が不要な方は、提出用のみのご記入でかまいません。

【５個人番号又は法人番号】欄の記入及び提出時の本人確認に必要な書類については、12ページをご確認ください。

② 昨年度までの申告内容を反映した「償却資産細目一覧表」を２部同封してありますので、資産の内容や申告漏れについてご確認の上、提出用・控用としてお使いください。

なお、当市に初めて申告される方は「償却資産細目一覧表」はありませんので、同封の「種類別明細書(増減資産用)」に所有の償却資産をご記入ください。

③ 令和８年中に、増加資産や減少資産がある場合は「種類別明細書(増減資産用)」にそれぞれご記入ください。

目　　次

１．申告対象者 …… １
２．償却資産とは …… １
３．償却資産の種類 …… ２
４．家屋と償却資産の区分 …… ３
５．業種別の主な償却資産の内訳 …… ４
６．決算後の取得資産について …… ５
７．税額の算出方法及び免税点について …… ５
【別表】耐用年数に応ずる減価率及び減価残存率一覧表 …… ６
８．非課税資産及び特例資産について …… ６
９．提出していただく書類 …… ７
10. 閲覧・審査申出について …… ７
11. 償却資産申告書の書き方
(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳） …… ８
(2) 種類別明細書（増減資産用） …… １０
12. 個人番号・法人番号の記載について …… １２
13. その他 …… １３

１．申告対象者

（１）三浦市内で事業をされている方
　　令和９年１月１日現在、三浦市内に事業用の資産を所有している法人又は個人。

（２）三浦市内に貸し付け資産のある方
　　令和９年１月１日現在、貸し付けを事業として三浦市内に償却資産を貸し付けている法人又は個人。

２．償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、令和９年１月１日現在所有する土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）で次のようなものが申告の対象となります。

（１）耐用年数１年以上で、取得価額又は製作価額が１０万円以上の資産。
（ただし、取得価額等が１０万円未満であっても、個別に減価償却している資産は申告の対象。）

（２）耐用年数を経過し減価償却が終わり残存価額のみが計上されている資産。

（３）企業の都合により減価償却を行っていない資産。

（４）事業所の帳簿や台帳に記載されていない、いわゆる簿外資産で１月１日現在事業用として供することができる資産。

（５）建設仮勘定で計上されている資産であってもその一部又は全部が１月１日までに完成し事業の用に供することができる資産。

（６）建設勘定、設備造作勘定で計上されている資産で他から賃借している建物に施した附属設備。（簡易間仕切り・冷暖房設備等）

（７）他の事業所に貸し付けてある資産。（リース資産。ただし、平成20年４月１日以降のファイナンス・リース取引に係るリース資産で取得価額が20万円未満のものは除く。）

（８）遊休及び未稼働であっても事業の用に供することができる資産。

（９）割賦購入資産等で代金の完済しないものでも現に事業の用に供している資産。

（10）改良費のうち資本的支出として計上された資産。（本体部と区分して取得年月の異なるごとに申告）

（11）中小企業特例を受けた資産（取得価額が30万円未満で全額を損金算入した場合。）

≪償却資産の対象とならないもの≫

（１）取得価額又は製作価額が20万円未満で、一括して３年間で損金（必要な経費）に算入された資産。（「一括償却」）　ただし、個別に減価償却している資産は申告の対象。

（２）自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車などの車両（大型特殊自動車は償却資産の対象となります。）

（３）牛、馬、果樹、その他の生物（観賞用、興行用は除く。）

（４）無形固定資産（例：ソフトウェア、特許権、実用新案権等）

３．償却資産の種類

資　産　種　類			内　　容
第１種	構築物	構築物	門、塀、構内舗装（駐車場の舗装も含む）、屋外排水溝、煙突、貯水池、水槽、庭園、その他土地に定着した土木設備等、ジャバラハウス
		建物附属設備	（１）建物の所有者が施工した建物附属設備は家屋として評価するものと償却資産として評価するものとに区分されます。（次ページ参照） （２）本来家屋の一部として評価すべき建物附属設備や内部造作であっても、建物の所有者以外の者が施工した場合は償却資産として取り扱うことがあります。 （３）改装等により固定資産の価値を高め、又は耐久性を増すこと等資本的支出に該当するもの。
第２種	機械及び装置		工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル等の大型特殊自動車）、その他各種産業用機械及び装置等
第３種	船　　舶		貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船等
第４種	航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第５種	車両及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車、台車等 ※自動車税、軽自動車税の対象になる資産は除きます。 （注）大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）の区別 次に掲げる要件の一つでも満たす場合は、大型特殊自動車です。 （１）自動車の長さが４．７０メートルを超えるもの （２）自動車の幅が１．７０メートルを超えるもの （３）自動車の高さが２．８０メートルを超えるもの （４）最高速度が１５㎞／h を超えるもの ただし、農耕作業用自動車は最高速度が３５㎞／h 未満のものは、すべて小型特殊自動車として軽自動車税の課税対象となるため、標識（ナンバープレート）の交付申請が必要です。
第６種	工具・器具及び備品		測定工具、検査工具、取付工具、ロッカー、金庫、パソコン、計算機、レジスター、陳列ケース、音響機器、テレビ、ルームエアコン、冷蔵庫等

なお、この償却資産の範囲は、法人税確定申告書別表１６（１）、（２）、（７）（減価償却費の計算）又は所得税確定申告書の償却費の計算欄に記入された資産から固定資産税が課税される家屋、自動車税又は軽自動車税が課税される自動車等を除いたものにおおむね一致します。

４．家屋と償却資産の区分（建物附属設備について）

建物附属設備等において、税務会計上、建物として一括等で減価償却していても、地方税法上家屋の評価に含まれないものは償却資産として取り扱いますので、漏れなく申告してください。

家屋として取り扱うもの

家屋の所有者が付加した建築設備で、「家屋と構造上一体」となって「その家屋の効用を高めるもの」。

償却資産として取り扱うもの

① 構造的に家屋と一体となっていないもの（屋外給水塔、独立煙突、簡単に取りはずして移動が出来るもの等）

② 独立した機械及び装置としての性格が強いもの（変電設備、電話交換機、中央監視制御装置、ルームエアコン等）

③ 工場等における特定の生産又は業務の用に供されるもの（動力源である電気設備、ガス設備等）

④ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの（ホテル、百貨店、病院等の厨房設備、洗濯設備等）

設備の種類		償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの
電気設備	電灯照明設備	ネオンサイン、投光機、スポットライト等	屋内一般照明器具
	中央監視制御装置	中央監視制御装置一式	
	配線設備	生産事業用機器の動力配線一式、屋外電灯配線	屋内電灯配線
	変電設備	変圧器、配電盤等一式、キュービクル等	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機等	
給排水設備		屋外給排水設備、独立高架水槽、井戸等	屋内給排水設備
給湯設備		局所式給湯設備（瞬間湯沸器、貯湯式湯沸器、貯湯槽等）	中央式給湯設備
衛生厨房設備		洗濯機、炊飯器、脱水機、流し台等（百貨店、旅館、飲食店、病院等）	洗面器、大小便器等
ガス設備		生産事業用ガス設備、屋外ガス設備等	屋内配管
消火設備		ホース、ノズル、消火器、屋外消火栓、屋外貯水槽	消火栓設備、スプリンクラー
空調設備		生産事業用の空調設備、ルームエアコン等	ダクト設備、換気設備等、家屋と構造上一体となっている設備
運搬設備		ベルトコンベアー、クレーン等	家屋と構造上一体となっているエレベーター、エスカレーター、運搬設備等
通信放送設備		電話設備、交換機、マイクロフォン、アンプ	
店舗及び事業用造作設備		簡易間仕切り、カウンター、陳列棚、ショーウインドウ等で容易に取りはずしのできるもの	家屋と不可分一体となっているもの

◎賃借人（テナント等）に所有建物を貸すことになった場合等

家屋の所有者と異なる者（賃借人等）が貸ビル・貸店舗等に施工した内装、造作及び建築設備等については、本来家屋に含めて取り扱いますが、家屋の所有者と賃借人等の双方が、家屋から分離して償却資産として取り扱うよう申し出た場合には償却資産として取り扱うことがあります。（「分離課税」と言います。）この場合は原則として「固定資産税における家屋と償却資産の分離課税に関する申出書」を提出していただきますので、市役所税務課までお問い合わせください。

注：賃借人等（特に飲食店等）が、家屋の所有者や前の賃借人等の建築設備等を、中古資産として一括購入した場合、あくまで該当する償却資産の取得価額分のみが申告対象であり、営業権相当分等は控除して申告してください。

５．業種別の主な償却資産の内訳

業　種	内　訳
事務所	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、計算機、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、看板、ネオンサイン等
喫茶・飲食店	カウンター、室内装飾品、金庫、レジスター、テレビ、ステレオ、放送施設、タオル蒸器、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、製麺機、混合機、モーター、日よけ、看板、ネオンサイン、自動販売機等
理容・美容業	理・美容いす、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、テレビ、レジスター、サインポール、ネオンサイン等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ器、スリーブ、プレス、ミシン、看板等
公衆浴場	煙突、井戸、ボイラー、温水器、動力ポンプ、モーター、ロッカー、濾過機等
ホテル・旅館業	テレビ、ビデオ、キャビネット、応接セット、ベッド、カラオケセット、金庫、製氷機、自動販売機、看板、ボイラー、プール、庭園、駐車場設備、電話交換設備等
医療・薬局業	薬器戸棚、陳列ケース、ベッド、キャビネット、分包器、エックス線装置、顕微鏡、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器、保育器、冷蔵庫、レジスター、給食用厨房機具、ネオンサイン、看板等
小売業	ショーウインドウ、陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵ストッカー、店用簡易装備、間仕切り、日よけ、ネオンサイン、看板等
食肉、鮮魚販売業	冷蔵庫（室）、冷凍機、陳列ケース、肉切機、挽肉機、ポンプ、レジスター等
精米業	精米機、調質装置、混米機、レジスター等
ガソリン給油業	ガソリン計量機、リフト、充電機、コンプレッサー、照明設備、看板、地下タンク、テレビ、キャビネット、消火器、金庫、自動販売機、構内舗装、キャノピー、レジスター等
自動車修理業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェーンブロック、オイルクリーナー、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電機、コンデンサー、グラインダー、万力、ドリル、検査工具、治具、取付工具、切削工具、金庫等
金属製品組立加工業	旋盤、ボール盤、定盤フライス盤、プレス、シャーリング、カッター、研磨機、グラインダー、モーター、溶接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具、治具、取付工具、切削工具等
農業	簡易物置、耕耘機、野菜洗浄機、動噴、小型管理機、温室（ガラスのもの以外）等
各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等

６．決算後の取得資産について

賦課期日は令和９年１月１日です。前年決算期以降、令和９年１月１日までの間に取得又は除却した資産についても、増加・減少の申告漏れがないよう注意してください。

７．税額の算出方法及び免税点について

（１）税額の算出方法

課税標準額 × 税 率 $\frac{1.4}{100}$ ＝ 税 額

（２）課税標準額とは

次の方法により個々の資産の評価額を求め、それぞれの合計額（課税標準の特例の適用を受けるものは軽減後の額）を課税標準額とします。（地方税法第３４９条の２、第３４９条の３）

≪評価額の求め方≫

初年度……取 得 価 額 × （ １ － $\frac{\text{減価率}}{2}$ ）

次年度以降……前年度評価額 × （ １ － 減価率 ）

※計算例　取得価額 １，０００，０００円 、 耐用年数 １０年
（取得月は何月でも計算は同じ）

初年度……１，０００，０００ × （ １ － $\frac{0.206}{2}$ ） ＝ ８９７，０００

次年度…… ８９７，０００ × （ １ － ０．２０６ ） ＝ ７１２，２１８

注 意 事 項

１．減価率については別表（６ページ）の耐用年数に応ずる減価率を採用します。

２．各資産の耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数に関する省令」の別表第１・２・５・６によります。

３．上記の方法で算出した額が取得価額の５％より小さい場合は、取得価額の５％の額が評価額となります。

（３）免税点

課税標準額の合計が１８０万円（免税点）未満の場合は課税されません。

【別表】　　耐用年数に応ずる減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 $1-\frac{減価率}{2}$	前年前取得 1－減価率			前年中取得 $1-\frac{減価率}{2}$	前年前取得 1－減価率
				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915				
27	0.082	0.959	0.918				
28	0.079	0.960	0.921				
29	0.076	0.962	0.924				
30	0.074	0.963	0.926				

８．非課税資産及び特例資産について

（１）非課税資産について

償却資産には、固定資産税が課税されないものがあります。

（地方税法第３４８条、同法附則第１４条）

非課税に該当する資産を新たに取得した場合には､種類別明細書(増減資産)の摘要欄に｢非｣と記入し、適用条項を記入してください。(例：非、法第３４８条第２項第２号)

また、非課税に該当することを証明する確認書類を添付してください。

（２）特例資産について

償却資産には、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されるものがあります。

（地方税法第３４９条の３、同法附則第１５条）

特例に該当する資産を新たに取得した場合には､種類別明細書(増減資産用)の摘要欄に｢特｣と記入し、適用条項を記入してください。(例：特、法３４９条の３第２項)

また、特例に該当することを証明する確認書類を添付してください。

９．提出していただく書類

申告区分		提出書類
前年度に申告をされた方	前年度と資産の内容が同じ場合	・償却資産申告書 ※「19. 資産に増減なし」に☑を記入してください。 ・種類別明細書（全資産用）
	増加や減少等がある場合	・償却資産申告書 ・種類別明細書（全資産用） ・種類別明細書（増減資産用）
初めて申告される方		・償却資産申告書 ・種類別明細書（増減資産用）
電算申告をされる方		・償却資産申告書 ・種類別明細書（全資産用） ※１月１日現在の全資産について、１品目毎の取得価額、評価額、課税標準額まで記載してください。
当初より該当資産のない方		・償却資産申告書 ※「20. 該当資産なし」に☑を記入してください。
廃業や事業所の市外移転等をされた方		・償却資産申告書 ※「21. 転出・廃業・解散・その他」☑を記入し、該当するものを〇で囲んでください。余白にその年月日を記入してください。

なお、以下の場合には承認通知書や届出書等を添付してください。

① 耐用年数の短縮を行っている資産のある場合
② 増加償却の届出を行っている資産のある場合
③ 課税標準の特例を受ける資産のある場合
④ 船舶に関する償却資産のうち、「外国貿易船」、「外航船舶」等については、以下の書類について提出してください。提出がない場合は、課税標準の特例措置が受けられない場合があります。

ア 船舶国籍証書（前回申告時までに提出済で、その後変更が無い場合は不要）
イ 船舶に係る漁業許可証（前回申告時までに提出済で、その後変更が無く有効期間内である場合は不要）
ウ 令和８年１月２日から令和９年１月１日までの航行記録（船舶動静記録又は操業日報等）

１０．閲覧・審査申出について

（１）閲覧について

閲覧制度が制度化され、納税義務者は自己の償却資産について、登録された固定資産課税台帳（償却資産分）を閲覧することができます。（閲覧手数料がかかります。ただし、固定資産（土地・家屋）の縦覧期間中（令和９年度は４月１日から５月 31 日（予定））は、手数料が無料です。）

（２）審査申出について

登録された価格に不服のある方は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後３か月以内に固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。（担当：市民部市民サービス課お客様センター）

11. 償却資産申告書の書き方

第二十六号様式

帳票識別コード	
申告区分	□当初申告 ・ □修正申告
処理方式	□一般処理 ・ □電算処理
申告書等送付番号	
00000098765432-000000098765432	

受付印

令和 9 年 1 月 15 日

三浦市長 殿

令和9年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

所有者 1	フリガナ	ミウラシシロヤマチョウ	
	住所 納税通知書送付先	〒238-0298 三浦市城山町1番1号	
	電話番号	046-882-1111	
2	フリガナ	ミウラシシロヤマチョウ	
	公簿上の住所又は所在地	〒238-0298 三浦市城山町1番1号	
3	フリガナ	ミウラシジドウシャハンバイカブシキガイシャ	
	氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	三浦市自動車販売株式会社 代表取締役 三浦市 太郎	
	屋号		
4	公簿上の生年月日又は設立年月日	昭和50年10月1日	

5	個人番号又は法人番号	12345678910111
6	事業種目	自動車小売業
	資本金又は出資金の額	20 万円
7	事業開始年月	昭和50 年 10月
8	この申告に応答する者の係及び氏名	経理係 三崎町 一郎
	電話番号	046-882-1111
9	税理士等の氏名	初声町 次郎
	電話番号	046-881-7815

10	短縮耐用年数の承認	□有 ・ ☑無
11	増加償却の届出	□有 ・ ☑無
12	非課税該当資産	□有 ・ ☑無
13	課税標準の特例	□有 ・ ☑無
14	特別償却又は圧縮記帳	□有 ・ ☑無
15	税務会計上の償却方法	☑定率法 ・ □定額法
16	青色申告	□有 ・ ☑無

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)－(ロ)＋(ハ)) (ニ)
1	構築物				
2	機械及び装置	25,000,000		1,500,000	26,500,000
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品	3,500,000	1,000,000		2,500,000
7	合計	28,500,000	1,000,000	1,500,000	29,000,000

資産の種類		※評価額 (ホ)	※決定価格 (ヘ)	※課税標準額 (ト)	数量
1	構築物				
2	機械及び装置				
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品				
7	合計				

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

17	市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 三浦市城山町1番1号 ☑自己所有家屋 □借家
		② 三浦市南下浦町上宮田3274番地 ☑自己所有家屋 □借家
		③ □自己所有家屋 □借家
18	借用資産	☑有 ・ □無
	貸主の名称等	南下浦町リース株式会社
19	□ 資産に増減なし	
20	□ 該当資産なし	
21	□ 転出・廃業・解散・その他（ ）（令和 年 月 日）	
22	備考（添付書類等）	

※様式は複写式ではないため、お手数ですが、提出用、控用それぞれにご記入をお願いいたします。

1 住所	郵便番号、住所及び電話番号を記載し、ふりがなを付してください。
2 公簿上の住所又は所在地	公簿上の住所又は所在地を記載し、ふりがなを付してください。
3 氏名	氏名を記載し､ふりがなを付してください。なお、所有者が法人の場合は､その名称及び代表者の氏名を記載してください。また、屋号があれば記載してください。
4 公簿上の生年月日又は設立年月日	公簿上の生年月日又は設立年月日を記載してください。
5 個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の記載は、法令により定められた義務です。個人事業主は個人番号（12桁）を、法人にあっては法人番号（13桁）を記載してください。 また、個人番号を記載した申告書の提出に際しては、記載された個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）及び申告書を提出する方の確認（身元確認）をさせていただきます。具体的には、12ページの「12.個人番号・法人番号の記載について」で確認してください。 ※個人番号及び法人番号に関する詳細な内容は、総務省のホームページ等をご覧ください。
6 事業種目	事業の種目を具体的に記載してください。（例えば、自動車小売業）また、法人にあっては、資本金又は出資金等の額を記載してください。
7 事業開始年月	市内で事業を開始した年月を記載してください。
8 この申告に応答する者の係及び氏名	この申告について応答される方の係名､氏名及び電話番号を記載してください。
9 税理士等	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
10 ～ 16	短縮耐用年数の承認から青色申告まで該当する方を〇で囲んでください。
17 市内における事業所等資産の所在地	住所と資産の所在地が異なる場合、又は、２所在地以上の事業所等資産所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載してください。
18 借用資産	借用資産の有無について該当する方を〇で囲んでください。なお、借用資産がある場合には、貸主の名称等を記載してください。 借用資産については、貸主に申告義務があります。
19 ～ 21	「資産に該当なし」から「転出・廃業・解散・その他（　　）」まで該当する方を〇で囲んでください。またその年月日を記入してください。
22 備考	増加償却の届出書の写等､添付した書類の名称や、住所･氏名･名称等の異動年月等、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項を記載してください。
取得価額	（イ）　前年前に取得した資産の合計額を､資産の種類別に記載してください。 （前年度以前に申告された方は、金額が記載されているのでご確認ください。） （ロ）　前年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。 （ハ）　前年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。 なお、初めて申告される方は、全資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。 （ニ）　（イ）－（ロ）＋（ハ）によって算出した取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。

評価額及び決定価格並びに課税標準額は記載の必要がありません。ただし、自社の電算処理により全資産申告を行う場合には、記載してください。

第二十六号様式別表二

令和9年度

種 類 別 明 細 書（増減資産用）

所有者名	1枚のうち
三浦市自動車販売株式会社	1枚 目

帳票識別コード	
申告区分	☑当初申告 ・ □修正申告
処理方式	☑一般処理 ・ □電算処理
申告書等送付番号	
000000098765432-000000098765432	

行番号	異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月 (注3) 年号	年	月	元日取得 (注4)	取得価額 (注5)	耐用年数	申告年度	増減事由 (注6)	摘要 (注5)
01	1	2		エアーコンプレッサー	1	5	8	1		1,000,000	13	9	1	
02	1	2		ヘッドライトテスター	1	5	8	2		500,000	10	9	1	
03	2	6	60000123	ファックス	1	5	2	3		300,000	5	3	4	
04	3	6	60000987	騒音計	1	5	3	2		700,000	5	4	3	
05														
06														
07														
08														
09														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
小計										500,000				

注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2減少 、3訂正 のいずれかの数字をご記載ください。
注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。
注意3 「取得年月」の年号欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。
注意4 「元日取得」の欄は、元日(1月1日)に取得した場合には1をご記載ください。
注意5 「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」((例)全部減少の場合は「0」が入ります)を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4滅失、5移動、6その他 のいずれかの数字をご記載ください。

令和8年中に取得した資産（他の市町村からの移動資産及び前年前までに取得した資産で申告漏れとなっていた資産等を含む）を記載してください。
なお、当市に初めて申告される方は、令和9年1月1日現在所有する全ての償却資産を記載してください。

申告区分 …… 該当する申告区分に☑を記載してください。

処理方式 …… 該当する処理方式に☑を記載してください。

申告書等送付番号 …… 申告書の申告書等送付番号に印字されている番号を記載してください。ただし、初めて申告される方は記載する必要はありません。

所有者名 …… 氏名又は名称を記載してください。

ページ …… この「種類別明細書（増減資産）」について、2枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。

異動区分 …… 次の区分により、該当する番号を記載してください。

1．増加　　2．減少　　3．訂正

資産の種類 …… 次の区分により、該当する番号を記載してください。

1．構築物　　2．機械及び装置　　3．船舶
4．航空機　　5．車両及び運搬具　　6．工具、器具及び備品

物件番号 …… 記載する必要はありません。

資産の名称等 …… 資産の名称及び規格等を記載してください。

数量 …… 取得した資産の数量を記載してください。

年号 …… 次の区分により、該当する番号を記載してください。　1．明治　2．大正　3．昭和　4．平成　5．令和

取得年月 …… 資産を取得した年月を記載してください。

元日取得 …… 元日（1月1日）に取得した場合は、「1」を記載してください。

取得価額 …… 当該資産の取得価額。（荷役費、運送費、据付費、関税等当該資産の取得に要した費用を含む）なお、圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

●消費税について

税込経理方式を行っている方は消費税を取得価額に含め、税抜経理方式を行っている方は消費税を取得価額に含めず記載してください。

耐用年数 …… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、2、5、6に掲げる耐用年数を記載してください。なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。

●毎年の資産の増減分のみ申告されている場合、過去に申告いただいた資産について耐用年数省令の改正により耐用年数が改正されたものがあれば、改正後の耐用年数を申告する必要があります。その場合、耐用年数の申告誤りによる耐用年数の修正と区別できるよう、種類別明細書の摘要欄にその旨の記載（例えば「省令改正」等）をお願いします。

●減少の場合、同封した「種類別明細書（全資産用）」に基づいて記載してください。

増減事由 …… 資産が増加または、減少したことについて、該当する番号を記載してください。

1．新規取得　2．中古品取得　3．売却　4．滅失　5．移動　6．その他

摘要 …… 当該資産について、次のような事項がある場合はその旨の表示を記載してください。

●非課税に該当する資産については、「非」とその適用条項（例：非、法第348条第2項第2号）

●課税標準の特例に該当する資産については、「特」とその適用条項（例：特、法第349条の3第2項）

●増加償却を行っている資産がある場合

●耐用年数の変更があった場合

●前年度申告漏れがあった場合

●その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

１２．個人番号・法人番号の記載について

（１）個人の場合

個人番号を記載した申告書を提出していただく場合には、本人確認資料が必要です。

マイナンバー制度に基づいて行う本人確認は、番号確認、身元確認及び代理人が提出する場合の代理権の確認です。

本人又は代理人が提出する場合の本人確認資料は、主に次のとおりです。

個人の方の申告書を提出する場合の本人確認資料

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">本人が提出する場合</th><th colspan="2">代理人（税理士等）が提出する場合</th></tr>
<tr><td rowspan="3">税務課窓口へ提出</td><td>番号確認</td><td>・個人番号カード
・通知カード
・個人番号が記載された住民票
等</td><td>本人の番号確認</td><td>・本人の個人番号カード（裏面）の写し
・本人の通知カードの写し
・個人番号が記載された本人の住民票
等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">身元確認</td><td rowspan="2">・個人番号カード
・運転免許証
・その他、官公署等が発行した顔写真入りの身分証明書等
・本市から送付された住所・氏名が印字された償却資産申告書
等</td><td>代理人の身元確認</td><td>・代理人の運転免許証
・代理人の顔写真入りの身分証明書
等</td></tr>
<tr><td>代理権の確認</td><td>・委任状
・税務代理権限証書
・本市から送付された住所・氏名が印字された償却資産申告書
等</td></tr>
</table>

※郵送で提出する場合は、委任状以外の本人確認資料は原本ではなく写しを同封してください。

※身元確認資料は、顔写真入りのものが無い場合は２点必要です。（健康保険証と年金手帳等）

※電子申告（ｅＬＴＡＸ）の場合は、本人確認資料の添付は不要です。

※本人確認資料について御不明の点は、税務課資産税グループへお問い合わせください。

（２）法人の場合

法人番号を記載した場合は、本人確認資料は不要です。

（３）留意事項

・郵送で提出していただいた本人確認資料の写しは返却いたしませんので、ご了承ください。

・個人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

１３．その他

（１）郵送にて申告をされる方へ

申告書の控を必要とされる場合は、申告書送付時に返信用封筒（切手貼り付け）を同封していただきますようお願いします。

書留を希望される場合は、必要な料金分の切手を貼り付けて書留希望と分かるようにして送付してください。

（２）申告の簡略化

償却資産の申告について、「該当資産なし」の申告をされた方には、翌年度以降の申告書の送付を控えさせていただきます。

なお、新たに償却資産を取得された場合は、税務課資産税グループまでご連絡ください。

（３）実施調査について

地方税法第３５３条の規定に基づき、職員が実地に調査を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いします。

（４）不申告又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合、又は申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、地方税法第３８５条、第３８６条及び三浦市市税条例第４１条により罰則を適用されることがありますので必ず申告してください。

申告がされずに、後日調査等で課税漏れ資産があった場合には、過年度に遡及して数年分まとめて課税する場合がありますので、毎年の申告をお願いします。

市税の納付は【口座振替】をご利用ください！！

口座振替なら、便利！確実！安心！です。
詳しくは、税務課収納グループ（内線２４９）までご連絡ください。

〒238-0298

神奈川県三浦市城山町１番１号

三浦市役所総務部税務課　償却資産担当　行

「償却資産申告書等在中」

郵送で申告書等をご提出される場合は、「宛名ラベル」として切り取って封筒に貼り付けし、ご利用ください。